

事業の全体計画

弊社は、排出事業者の委託を受け廃棄物の収集運搬、中間処理後、最終処分・再資源化先へ搬出する事業を行っており、実績は40年を超えます。

電子工業・造船業・その他研究施設等の化学廃液、汚泥、溶剤等廃油などの特別管理産業廃棄物や医療施設の感染性廃棄物、建設業・その他製造業の産業廃棄物を取扱、廃FRP船の再資源化事業では長崎県での中間処理を行っています。

1、産業廃棄物の収集運搬業

排出事業者との書面による収集運搬に関する契約を締結したうえで、委託契約先の処分先へ収集運搬します。

廃棄物の処理状況はマニフェスト伝票を使用し確認します。その他、業務に関し関係法令を遵守、適正に運搬し、環境影響に配慮した運搬を行います。

<環境保全措置の概要>

各車両は、飛散・流出防止の為にシート掛けを行い、廃棄物の種類により容器やドラム缶等に入れ密閉した状態でロープ等で固定し運搬します。

また、液状の廃棄物は種類により廃油は危険物車両、廃酸はFRPタンク車両、廃アルカリ・汚泥は吸引車を使用し運搬することで安全に運搬することができます。

2、産業廃棄物の処分業

排出事業者との書面による処分に関する契約を締結したうえで、排出事業者の契約した収集運搬業者が搬入する産業廃棄物を自社処理施設（大村市・長崎市）へ受入れます。

受入れた産業廃棄物は中間処理（破碎・焼却・乾燥・中和）後、建設再資源化物、木質燃料材、有価紙くず、鉄くず、廃プラ原料などとして販売もしくは再資源化処理を行う業者へ委託し、製品化できない廃棄物は安定型埋立処分もしくは管理型埋立処分場へ委託し処理します。

<環境保全措置の概要>

処理施設は中間処理施設の焼却施設、乾燥施設、中和施設、破碎移設があり関係法令に基づく運転・維持管理を行っています。

施設から排出される排ガス、放流水及び雨水等排水は定期的に検査し監視しています。また、施設敷地境界に高さ4mの防音・防塵壁を設け周囲への影響に配慮し重機車両の騒音、焼却炉破碎機の騒音及び廃棄物の飛散流出がないように作業を行っております。

また、定期的に清掃、作業員への安全・環境教育、緊急訓練等も行っており火災・災害発生時の対策にも対応できるように訓練教育しております。